

皆さんが納めた

# 介護保険料の使い道を紹介します

## 介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の方の皆さんの保険料と公費により市が運営し、介護が必要となりたときにサービスを利用できるものです。

介護保険制度が導入された背景には、高齢者の増加、介護期間の長期化、介護に対するサービス要望の増大などのほか、介護が必要な高齢者を支える家族の構成や状況の変化があります。

そこで高齢者の介護を社会全体で支えあおうと作られたのが介護保険制度です。

## 介護保険の財源

介護保険の財源は半分が国、道、市の負担で、残りの半分が第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳～64歳）が負担する保険料

さまざまな介護サービスの保険給付費は年々増加しています。介護保険制度が定着したことによる介護サービス利用者数・利用量の増加や、介護に従事する人の待遇改善などが挙げられ、平成23年度は68億1千100万円と、平成22年

## 介護サービスの利用状況

なお、国・道・第2号被保険者の保険料分については概算額が一度市に支払われた後、次年度に精算されます。

65歳以上	12億4,546万6千円
40～64歳	20億5,475万6千円
合計	32億22万2千円

で構成されています。

度の63億8千400万円に比べて4億2千700万円の増となっています。

平成23年度の介護サービスの利用状況は、前年度と同様、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス費が全体の約

4割。次いでホームヘルパーやデイサービスなどの居宅介護サービス費、グループホームなどの地域密着型介護サービス費の比率が大きくなっています。このように給付費の増加に

伴い介護保険料も上昇しています。介護保険料は3年ごとに見直されますが、平成24年度に行われた改定では、サービス費の増加が見込まれることから、介護保険料の基準額は月額4千520円と、前回の改定より54円引き上げとなりました。

## 受けでいいなくとも 要介護認定を

介護保険料の主な使い道は介護給付費ですが、この他に

要介護認定を受けていない高齢者に対する事業にも使われています。介護が必要な状態にならずに自立した日常生活を営めるよう支援する介護予

防事業や、介護に限らず虐待・消費者被害の防止などの相談窓口として高齢者を総合的に

支える地域包括支援センターの運営、認知症対策の推進、高齢者の給食サービスといったさまざまな高齢者支援などをを行う地域支援事業も介護保険料を財源としています。

## ●介護予防事業や地域支援事業の紹介

・地域包括支援センターの運営（市内4か所）



## 平成23年度の介護保険の主なサービス

（単位：千円）

種類	内容	平成23年度決算	
		介護	介護予防
施設介護サービス費	特養、老健などの施設サービス費	2,666,213	
居宅介護サービス費	ヘルパー、デイサービスなどの在宅介護サービス費	1,911,150	471,720
地域密着型介護サービス費	グループホームなどの地域に密着したサービス費	941,447	5,486
特定入所者介護サービス費	施設入所などの低所得者の食費・居住費の減額分	284,371	990
居宅介護サービス計画費	ケアマネージャーへの報酬などの経費	250,644	52,092
住宅改修費	手すり設置などの住宅改修費	28,109	23,161
福祉用具購入費	ポータブルトイレなどの福祉用具の購入費	9,098	5,241
高額介護サービス費	自己負担額が上限額を超えた場合の助成費		150,711
高額医療合算介護サービス費	医療と介護の両方を利用し、高額サービスを利用しても負担額が一定額を超えた場合の助成費		4,130

ホームヘルパー2級  
養成講座

ホームヘルパーは、高齢者や身体に障がいのある方などの自宅を訪問し、掃除・洗濯・調理といった生活援助と、食事・排泄・入浴といった身体介護の介助を行う仕事に従事するための資格です。冬休みの期間を利用し、ホームヘルパー2級資格を取得してみませんか。



【日時】12月23日(日)、24日(月・祝)、26日(水)～28日(金)、平成25年1月

期間に限  
るまでの  
歳から  
歳までの  
期間(20  
年)が何の  
年にも加  
入してい  
なかつた  
なつた。

※合算対象期間とは、昭和36年4月～昭和61年3月までの間で配偶者が厚生年金、共済組合に加入していて、本人

年金手帳、または基礎年金番号がわかるもの(納付書など)と印鑑。失業を理由とする免除申請は、これらのほか

雇用保険被保険者資格喪失

・雇用保険被保険者離職票  
・雇用保険被保険者資格喪失  
・確認通知書  
・総合支援資金の貸付決定通

4日(金)、7日(月)～11日(金)の計11日間※各日ともおおむね9時～17時

【内容】郵送で課題提出(講義開始前)、講義、演習、施設などでの実習

【会場】大麻集会所、北翔大学、市内介護保険施設など

【応募資格】市内の高等学校に在籍する高校生または、市内にお住まいの高校生

【受講料】32,000円

【定員】30名程度(先着。定員が10名に満たないときは、中止となる場合があります)。

【募集期間】11月9日(金)～30日(金)

【協力】北翔大学、北海道江別高等学校

【後援】江別市高等学校連絡協議会、江別市内高等学校PTA連絡協議会

【申込・詳細】介護保険課高齢福祉係(☎381-1067)に電話で申し込みを。

- ・生活機能チェック事業  
・ななかまど健診(生活機能評価)
- ・元気の達人養成講座
- ・市内各地での介護予防出前
- ・緊急通報装置設置者への安否確認電話

67 **詳細** 介護保険課 ☎381-1067  
在宅高齢者への給食サービス  
・認知症高齢者家族への支援  
・高齢者住宅等安心確保事業

平成24年7月分～平成25年6月分の国民年金保険料の免除と若年者納付猶予の申請を受け付けています。

## 国民年金

## 保険料の免除制度



## □「保険料免除」の手続きを

老齢基礎年金の受給資格を得るために、最低25年以上の納付期間(※合算対象期間を含む)が必要ですが、前年

の所得などで保険料が免除される制度があります。免除制度には、「全額」、「3/4」、「半額」、「1/4」免除があります。

申請をしないまま支払わざにいると、将来の年金受給が不利になり、障害基礎年金・遺族基礎年金の支給を受けられない場合もあります。

## □30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」の手続きを

保険料免除制度では、同じ世帯の世帯主の所得が高いと

保険料の納付は免除になりますが、一般に収入の少ない若年者(30歳未満)は世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の前年所得が全額免除基準(別掲参照)に該当する場合、保険料の納付が猶予されます。

## □受給資格期間の短縮

平成27年10月からは、年金の受給資格期間がこれまでの25年から10年に短縮されることが予定されています。これまで受給資格を満たさなかつた方が年金を受給できる場合

や、※後納制度を利用するこ

とで受給できるようになる場合があります。

※本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納められなかつた国民年金保険料を納めることができる制度です。

詳  
細  
國  
民  
年  
金  
保  
険  
料  
専  
用  
ダ  
イ  
ヤ  
ル  
☎  
0  
5  
7  
0  
-  
0  
1  
1  
-  
0  
5  
0  
ま  
た  
は  
新  
さ  
つ  
ぼ  
る  
年  
金

なお、平成24年1月2日以降に江別市に転入された方は、前住地からの控除内訳付所得証明書が必要です。

## □学生納付特例の手続きを

平成24年4月～平成25年3月分までの学生納付特例の申請も受け付けています。

には年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書など)と印鑑、学生証または在学証明書をお持ちください。申請には年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書など)と印鑑、学生証または在

請も受け付けています。

には年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書など)と印鑑、学生証または在学証明書をお持ちください。申請には年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書など)と印鑑、学生証または在請も受け付けています。